

町税などのスマートフォン決済が7月からスタート!

～自宅で納付できる! 感染症対策にもなる!～

7月1日(木)から、町税などがいつでもどこからでも、スマートフォン決済アプリで支払えるようになります。その場で納付でき、人と接触する必要がないので、感染症対策としてもとても便利です。なお、手数料はかかりませんが、通信料は自己負担です。

利用できるスマートフォン決済アプリ

	LINE Pay	PayPay	楽天銀行アプリ	PayB	au PAY
スマートフォン決済アプリ					
チャージの登録が可能な金融機関の例※	スルガ銀行 ゆうちょ銀行 横浜銀行	スルガ銀行 ゆうちょ銀行 横浜銀行	—	ゆうちょ銀行	—

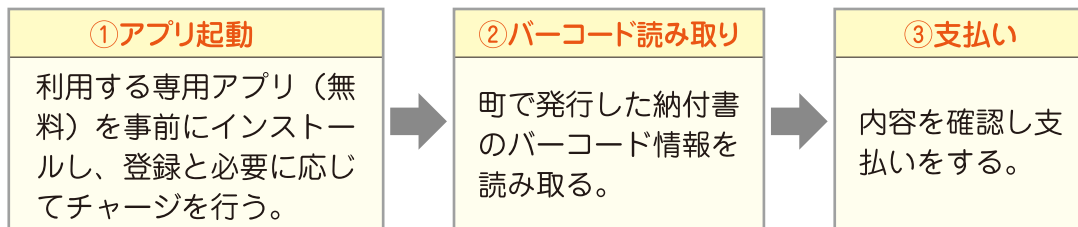
※町内に支店などを有するものを記載しています

納付できる税目・料金と利用できる納付書

税目・料金	利用できる納付書	問合せ先
町県民税、固定資産税 軽自動車税	令和4年度分から	税務課 ☎(83)1224
国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	令和3年度分から ※国保税は第3期分から (納期限: 令和3年8月2日)	町民課 ☎(83)1225
介護保険料	令和3年度分から	福祉課 ☎(83)1226
上下水道使用料 寄簡易水道使用料	令和3年8月送付分から (令和3年6、7月分)	環境上下水道課 ☎(83)1227

※令和3年6月以前に送付した納付書は、スマートフォン決済での支払いに対応していません。スマートフォン決済での支払いを希望される方は、**納付書の再発行が必要**ですので、各問い合わせ先までご連絡ください

利用方法



利用できない納付書 ※現在のコンビニ収納と同様

- ・1件の金額が30万円を超えている。
- ・バーコードが印刷されていない。
- ・納付金額が訂正されている。
- ・破損や汚損でバーコードが読み取れない。
- ・コンビニエンスストアでの取扱期限が過ぎている。 など